

気候変動影響評価（第2次評価）に基づく県取組方針の修正について

1 経緯

平成27年3月、国は政府全体の「適応計画」策定にあたり、気候変動が日本にどのような影響を与えるのか把握するため、中央環境審議会 地球環境部会 気候変動影響評価等小委員会（以下「小委員会」という。）にて、気候変動影響評価（第1次評価）を行い、以下の2つを取りまとめた。

- ・日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）（全94頁）
- ・日本における気候変動による影響に関する評価報告書（全238頁）

その後、国の気候変動適応計画が平成30年11月に閣議決定された。

県はこれまで、国の第1次評価の結果に基づき「青森県気候変動適応取組方針」の策定を進めてきたが、小委員会において2回目の気候変動影響評価（第2次評価）が行われ、令和2年9月9日に以下の2つが示された。

- ・気候変動影響評価報告書（総説）（案）（全99頁）
- ・気候変動影響評価報告書（詳細）（案）（全449頁）

2 第1次評価からの主な変更点

- ・文献数の増加

第1次評価時に比べ根拠文献数が増加したことにより、全体的に確信度が向上。また、第1次評価時は評価できなかった項目の一部を新たに評価。

（根拠文献数：第1次評価 487件、第2次評価 1,443件）

- ・緊急性の評価基準の変更

知見の増加等を踏まえ、緊急性を中程度と判断する影響の範囲を拡大し、「2030年頃までに影響が生じる可能性が高い」から、「21世紀中頃までに影響が生じる可能性が高い」に変更。

- ・排出シナリオ別の重大性評価の実施

第2次評価では、排出シナリオ別に一定程度知見が確認された8小項目に関して、排出シナリオ別（RCP2.6、RCP8.5）に評価を実施。

3 青森県気候変動適応取組方針への反映

第2次評価に基づき、取組内容等に係る庁内調査を再実施。

詳細は「青森県気候変動適応取組方針（案）」にて説明。